

【20-21 過去問解きまくり！行政法 訂正表】2021年11月19日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
40	問題 12	問題文 2行目	(国 II 2000)	(国 II 2000 改題)	2020/12/18 訂正
40	問題 12	肢 4	地方議会の議員に対する出席停止のような懲罰処分の適否については、 <u>地方議会の内部規律の問題であるから、司法審査の対象にならない。</u>	地方議会の議員に対する出席停止のような懲罰については、それが科されると当該議員は議員としての中核的な活動をすることができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるので、その適否は司法審査の対象となる。	2020/12/18 訂正
40	問題 12 の 解説	肢 4	判例は、 <u>いわゆる部分社会の法理を用い地方議会の議員に対する出席停止処分の適否</u> については、地方議会内部規律の問題であるから <u>司法審査の対象とならない</u> としている（最大判昭35.10.19）。	従来の判例は、 <u>地方議会の議員に対する出席停止の懲罰</u> については、地方議会内部規律の問題であるから <u>司法審査の対象とならない</u> としていた（最大判昭35.10.19）が、最高裁はこれを変更し、本記述のように議員に対する出席停止の弊害を指摘することで、懲罰につき議会に一定の裁量権があることを認めながらも、 <u>出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となるとした</u> （最大判令2.11.25）。	2020/12/18 訂正
75	問題 23	解説 肢ウ	評価委員会とは、独立行政法人の主務庁に設置され、独立行政法人の業務の実績の評価などをを行う機関である（独立行政法人通則法12条の2第5項）。したがって、独立行政法人は、中期目標（記述イ参照）の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けることとされている。他方、中期目標の期間の終了時において、当該行政法人の主要な事務および事業の改廃について、主務大臣に勧告する権限を有するのは、評価委員会ではなく、政令により定められる審議会である（同法35条の4第4項）。	中期目標の期間における業務の実績について評価を受けなければならないのは、独立行政法人のうち中期目標管理法人であり、評価するのは主務大臣である（独立行政法人通則法32条1項）。また、主務大臣に勧告するのは評価委員会ではなく、独立行政法人評価制度委員会である。すなわち、独立行政法人評価制度委員会は、中期目標管理法人の主要な事務および事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる（同法35条4項）。	2021/3/30 訂正

544	問題 156	肢 5 2 行目	設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住する住民が、当該原子炉の設置者に起している場合には	設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住する住民が、当該原子炉の設置者に對し、人格権等に基づきその建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起している場合には	2020/03/17 訂正
563	問題 162	肢 2 3 行目	「正当な理由」について、原告の事務の繁忙、 <u>病気</u> 、出張不在、法律の不知等は、「正当な理由」にはあたらない	「正当な理由」について、原告の事務の繁忙、出張不在、法律の不知等は、「正当な理由」にはあたらない	2021/11/19 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。